

国民年金のお知らせ



国民年金保険料の納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」、または「猶予」される制度があります。

免除(全額免除・一部納付)申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が全額免除または、1/4納付、半額納付、3/4納付の一部納付となります。

若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすると、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生で本人の所得が一定額以下の場合に申請すると、保険料の納付が猶予されます。

免除の対象となる所得のめやす(平成20年度) 【万円】

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子2人)	162	230	282	335
2人世帯 (夫婦のみ)	92	142	195	247
単身世帯	57	93	141	189

「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合です。

若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除と同基準となります。

退職者、震災、風水害等の被災者は、所得に関係なく該当する場合があります。

全額免除または若年者納付猶予の承認を受けた人は、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請をしなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査します。

ただし、退職や被災を理由に承認された場合や半額免除等一部免除、学生納付特例承認者は対象となりません。

「納付」と「免除・納付猶予」と「未納」はこのように違います

		全額納付	全額免除	一部納付			若年者猶予 学生特例	未納
				1/4納付	半額納付	3/4納付		
障害基礎年金		受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	× 受けられない	
遺族基礎年金		受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	× 受けられない	
老齢基礎年金	資格期間	入る	入る	入る	入る	入る	× 入らない	
	年金額に計算	全額	全額納付の場合の1/3	全額納付の場合の1/2	全額納付の場合の2/3	全額納付の場合の5/6	× されない	

障がいおよび遺族基礎年金には一定の受給要件があります。

免除および納付猶予等は10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、免除および猶予を受けた年度から起算して3年目以降は一定の加算が上乘せされます)

保険料免除を申請する人は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証等を持って市民課または各支所市民サービス課で手続きしてください。

確定申告をしていない人は、税務課または各支所市民サービス課で相談してください。

今年転入した人は、前住所地(平成20年1月1日現在)での所得証明書が必要です。

お得な前納制度を
利用しましょう

前納制度は、保険料をまとめて納めると、保険料が割引される制度です。

6カ月前納・・・10月分から翌年3月分を10月末までに納めます

現金払い700円割引

口座振替980円割引(8月中に手続きが必要です)

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 市民課

73-3005

香川社会保険事務局善通寺事務所

0877-62-1660

